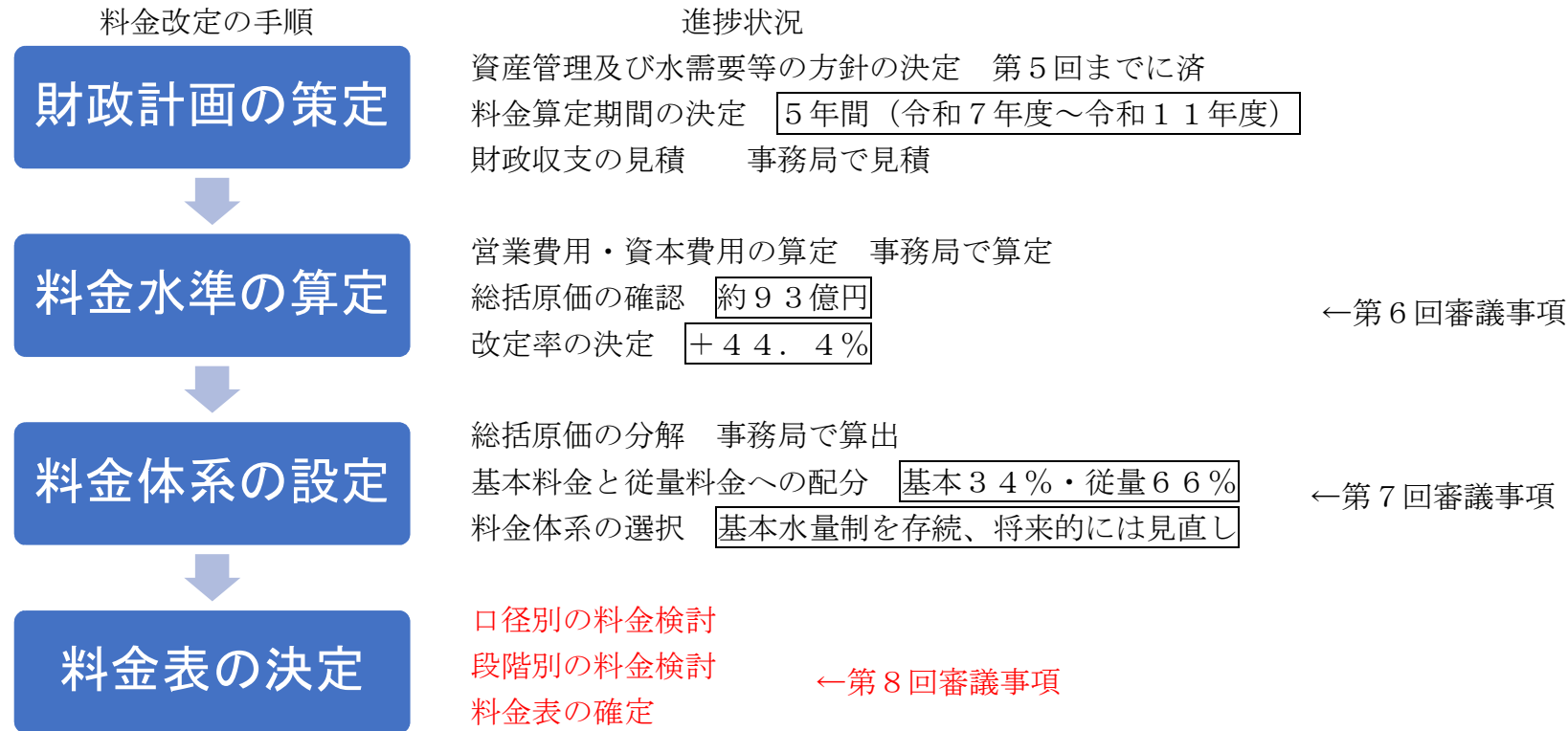


料金表の決定について



(1) 口径別の料金検討

前回の審議会において決定した基本料金と従量料金への配分率（基本料金34%・従量料金66%）を料金表に反映させるため、「水道料金算定要領」に基づき、第7回審議会の資料3「配賦後の料金単価」を基に口径別の基本料金を設定します。ただし、13mmと20mmについては、改定率を基に基本料金を設定します。また、基本水量制を存続するため、従量料金に配分されるべき金額の一部を基本料金に配分することとします。

（1か月あたり 単位：円（税抜））

基本料金	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
料金案(仮)	990	1,430	2,450	4,000	8,400	16,000	37,000	57,000	128,000

(2) 段階別の料金検討

第7回審議会の資料3「配賦後の料金単価」の1 m³あたりの価格126円を基に、大口使用者には割高となっていた逓増度を緩和した従量料金を設定します。現行料金の従量料金単価に改定率(+43.7%)を乗じ、5円単位で従量料金を設定します。

また、資料2の令和4年度の使用水量分布を基に一般家庭に配慮し、小口径の従量料金の単価を低く抑えた料金案も作成することとします。各方法による料金案が資料2になります。参考として、一律で改定率(+43.7%)を基本料金及び従量料金に乗じたものも添付しています。

(3) 料金表の確定

各料金案の一般家庭及び大口使用者の料金・改定率を比較したものが資料3となります。

一般家庭においては、30 m³までの使用であれば料金案①及び②に差はありませんが、31 m³以降は従量料金の料金単価が②の方が高く、50 m³では改定率が50%を超えてしまいます。ただし、資料2の令和4年度使用水量分布のように、口径13mmにおいて31 m³を超える使用者の割合は1割に満たず、集合用として計算しているアパート等と考えられるため、影響は少ないと考えられます。

大口使用者においては、料金案①では基本料金が最大3.4倍になりますが、料金全体における基本料金の占める割合は小さいので、合算した料金への影響は少なく。大口使用者の大量使用に対応して供給するために基本料金を高く設定することは妥当と考えます。その代わりに、200 m³超の従量料金の単価を低く抑えることにより、大量使用を促すことで収益を確保する狙いがあります。

従量料金の伸び率を表す逓増度(従量料金の最高の区分の単価÷最低の区分の単価)については、現行料金の2.79から2.53と約10%緩和しています。

最高単価 最低単価(基本料金を基本水量で割った金額)

現行料金の逓増度 $190 \div (680 \div 10) = 2.79$

料金案の逓増度 $250 \div (990 \div 10) = 2.53$

各料金案による違いを表したものが以下の図となります。

	料金案①	料金案②
メリット	口径ごとに従量料金単価の違いがないのでシンプル 50 m ³ までの従量料金単価が低く少量使用者に有利	100 m ³ を超える従量料金単価が低く大量使用者に有利
デメリット	特に大口口径で基本料金が高い	口径ごとに従量料金単価が違うのでわかりにくい 50 m ³ までの従量料金単価が高くバランスが悪い

料金案を比較すると、口径別の平均使用水量における料金改定率のバランスが取れている料金案①の方が、極端に改定率が高くなってしまいう使用者が少ないと考えられるため、料金案①が妥当と考えます。

また、料金案における口径13mm、10m³の1か月あたりの料金額1,089円は、県内55団体中21位となり県内平均(1,188円)より99円低く、20m³の料金額は、第6回審議会と同様に他自治体と比較した以下の表のように料金案①・②とも第6回審議会の改定率C(+44.4%)の金額2,740円とほぼ同じとなっています。

	本庄市	他団体との比較				
	料金案①	伊勢崎市	深谷市	熊谷市	行田市	秩父広域
1ヶ月料金 (税込) 13mm 20m ³	2,739円	2,684円	2,838円	3,135円	3,069円	3,388円
	料金案②	東松山市	上里町	美里町	神川町	寄居町
	2,739円	1,925円	2,541円	2,567円	3,190円	2,986円

(4) その他の料金

一部のアパート・マンション等の受水槽の料金計算に用いる集合用の料金表については、一般用の料金表と同じ基本料金及び従量料金とします。同様に、一般的な銭湯(一般公衆浴場)の料金計算に用いる浴場用の料金表については、本庄市では現在銭湯は営業していませんが、料金表は存続させるとして、現行の料金に改定率(+43.7%)を乗じた額(基本料金は100円未満切り捨て、従量料金は5円単位で設定)とし、基本料金7,400円、従量料金100円と設定します。

(5) 料金の定期的な見直し

料金算定期間が令和7年から令和11年の5年間であるため、令和10年頃に今回の料金改定による効果を検証し、次の料金算定期間における収支の均衡を図る必要があります。また、多数の少量使用者と少数の大量使用者によって料金収入を得ている構造を徐々にバランス良く収入を得る構造に変更していくため、将来的には、基本水量制の廃止を検討する必要があります。本庄市水道事業基本計画の見直しによって、経営戦略を再策定することで、長期の財政収支を把握し、料金改定の必要性を定期的に確認する体制を構築する必要があります。